

文教福祉委員会

保健福祉部	117	教育委員会	203
1. 救急医療情報	117	1. 第一次佐賀市教育基本計画	203
2. 保健予防	123	2. 教育委員	204
3. 佐賀市健康づくり計画		3. 就学前からの教育の充実	204
「いきいきさがし21」	127	4. 少子化の対応	223
4. 少子化への対応	131	5. 市民文化活動の創造	235
5. 母子保健計画		6. 佐賀市文化会館・佐賀市民会館	236
「すこやか親子計画」	135	7. 佐賀市立東与賀文化ホール	239
6. 母子保健	138	8. 家庭・地域の教育力の向上	240
7. 予防接種事業	143	9. 生涯学習	245
8. 佐賀市保健福祉会館	144	10. 図書館	253
9. 佐賀勤労者総合福祉センター	145	11. 魅力ある文化の醸成	259
10. 佐賀市健康運動センター	146	12. 市民スポーツ	268
11. 高齢者福祉	149		
12. 障がい者の福祉	166		
13. その他の福祉	173		
14. 民生委員・児童委員	175		
15. 生活保護	178		
16. 人権・同和政策	181		
17. 国民健康保険	184		
18. 国民年金	192		
19. 後期高齢者医療制度	195		
富士大和温泉病院	199		
1. 施設概要	199		
2. 事業概要	199		
3. 業務状況	200		
4. 平成21年度決算状況	201		

保健福祉部

1. 救急医療情報

(1) 在宅当番医制度 2-5

昭和40年11月1日から佐賀市医師会が、自主的に日曜在宅医制度を取り入れ、内科3・外科1・婦人科1を一組として日曜日当番による診療を開始したのが、この制度の始まりである。その後、昭和50年から日曜在宅医の案内を行うため、市衛生課にテレホンサービスを設け、事業の充実を図った。さらに平成3年10月から、佐賀市医師会の自主的な社会活動として夜間救急在宅医当番制が開始された。

救急時の初期医療（プライマリ・ケア）は、初期症状の患者を診察し、将来重篤な疾病に移行するか否かの判断等、適切な処置を講じなければならない。それゆえ、救急医療体制の基盤となる第1次救急医療体制（在宅当番医制）の整備は、極めて重要なものであり、昭和52年度から国・県の補助制度が設けられたことに伴い定額助成、現在は委託事業として実施している。

※ 1当番日につき、内科：4医療機関、外科：2医療機関を整備する。

※ 日曜・祝日在宅医テレホンサービス案内 TEL 0952-30-0114

※ 平成16年度より国・県補助金は廃止

・診療科目別内訳（平成21年度） （佐賀地区）

診療科目	① 佐賀市民	② その他	合計①+②	割合
内科・小児科	6,691人	951人	7,642人	63.7%
外科・整形外科・脳神経外科	2,854	651	3,505	29.2
その他	621	223	844	7.0
合計	10,166	1,825	11,991	100.0

四捨五入のため端数が合わない場合がある。

・初診、再診別内訳

初 診 ・ 再 診 の 別	診 療 科 目		① 佐賀市民	② その他	合計①+②
	初 診 患 者	内 科 ・ 小 児 科	5,406人	806人	6,212人
		外科・整形外科・脳神経外科	2,107	566	2,673
		そ の 他	358	174	532
		小 計	7,871	1,546	9,417
	再 診 患 者	内 科 ・ 小 児 科	1,285	145	1,430
		外科・整形外科・脳神経外科	747	85	832
		そ の 他	263	49	312
		小 計	2,295	279	2,574
	合 計		10,166	1,825	11,991

(2) 病院群輪番制病院 2 - 5

二次救急医療体制（病院群輪番制）は、昭和54年度から佐賀市郡の広域圏で一次救急医療体制（在宅当番医制）の後方体制として、内科1・外科1を1組としてスタートし、現在は、佐賀市・多久市・小城市の3市で運営している。事業内容は、日曜祝日及び年末年始に診療機関から転送される患者を参加病院が輪番で診療にあたる制度で、事務局は佐賀市に設置し、圏内2市からの負担金の徴収、参加病院への補助金の交付等の事務を行っている。

（注） 三次救急医療体制については、全県下を一つの圏域と考え、県立病院好生館の館内に最重篤な救急患者の受入れ施設として救命救急センターが設置され、脳血管障害・心筋梗塞・頭部外傷等に対応できる高度医療機器の整備、機能の充実が図られている。

また、昭和60年には佐賀大学医学部附属病院にも救急部が設けられ、救命救急センターと同様の機能を果たしている。

① 病院群輪番制病院診療科目別患者数調べ（平成21年度）

ア. 患者数等（佐賀地区）

（単位：人）

内 訳	内 科	小 児 科	外 科 整形外科	産婦人科	そ の 他	合 計
入 院	60	0	33	11	16	120
外 来	2,017	97	769	123	323	3,329
合 計	2,077	97	802	134	339	3,449

イ. 取扱患者の来院・方法別内訳

（単位：人）

内 訳	初期救急医療施設からの転送			そ の 他			合 計
	救急車	その他	小計①	救急車	その他	小計②	①＋②
入 院	1	1	2	48	70	118	120
外 来	2	0	2	39	3,288	3,327	3,329
合 計	3	1	4	87	3,358	3,445	3,449

(3) 救急医療情報システム

昭和57年3月1日から県、県医師会及び県内市町村がそれぞれ出資し、財団法人「佐賀県救急医療財団」を設立、救急医療情報システムの供用を開始した。その後、平成4年3月には、双方向性多機能端末の設置や情報のリアルタイム化などシステムの更新を行い、集信業務及び照会業務の充実に努めてきた。

また、平成14年度からインターネットの採用等メディアの拡充を図り、サービスの向上に努めた。

当該救急医療情報システムは、医療機関、救急医療情報センター、各地区消防本部を相互に専用回線（オンライン）で結び、医療機関の応需可否状況、その他救急医療及び患者の搬送等に必要な医療情報を適確に提供するものである。また、県民は、地区消防本部へ問い合わせることにより、同システムの正確な医療情報を速やかに入手することができる。

救急医療情報システムの運営は平成19年度から佐賀県救急医療情報センター（佐賀県）で行われており、運営費については、国の負担金のほか、経費の一部を県内市町が負担した。

(4) 休日歯科診療所 2-5

休日等における救急歯科診療体制の整備を行うため、佐賀市が開設者となり佐賀市歯科医師会館の一部をを借用し、施設・医療機械等を整備後、昭和61年8月3日に佐賀市休日救急歯科診療所を開設した。

以降、平成12年4月8日に「ほほえみ館」東側に開設した「佐賀市休日等急患センター」内へ移設した後、平成15年1月12日に「佐賀市休日等急患センター」内から「ほほえみ館」内へ移設している。

平成18年4月1日からは、佐賀市歯科医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

① 休日歯科診療所の概要

名 称	佐賀市休日歯科診療所
所 在 地	佐賀市兵庫町大字藤木1006-1
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	社団法人 佐賀市歯科医師会
設 立 年 月 日	昭和61年8月3日
延 床 面 積	82.58㎡
診 療 日	日曜日、国民の祝日及び1月2日・3日、8月15日、12月31日
診 療 時 間	午前9時30分～午後4時まで
電 話	0952-36-9164

② 休日歯科診療所の診療状況（平成21年度）

月	休日数 (日)	患 者 数 (人)						
		総 数	地 区 別					
			佐 賀 市	神 埼 市	吉野ヶ里町	小 城 市	多 久 市	そ の 他
4 月	5	56	39	4	0	6	3	4
5 月	8	141	97	11	1	21	1	10
6 月	4	41	33	3	0	5	0	0
7 月	5	49	32	4	3	4	1	5
8 月	6	86	52	8	3	15	2	6
9 月	7	120	78	5	1	15	9	12
10月	5	68	46	5	1	8	3	5
11月	7	78	45	4	1	10	6	12
12月	6	96	61	4	2	6	8	15
1 月	8	135	79	12	4	19	3	18
2 月	5	45	34	4	1	1	0	5
3 月	5	52	37	3	0	2	1	9
合計	71	967	633	67	17	112	37	101

(5) 休日夜間こども診療所 2 - 5

休日の昼夜間における小児科の急病患者について初期救急医療を確保し、子育てに対する親の不安感、負担感の解消・軽減を図るため、平成12年4月8日より佐賀市休日夜間こども診療所を開設した。

開設当初は、「土曜日」及び「日曜・祝日」の診療であったが、平成17年9月1日から「平日夜間」（午後8時から午後10時まで）の診療を開始しており、小児初期救急医療体制の充実並びに第2次・第3次救急医療体制との連携について強化を図っている。

平成18年4月1日からは、佐賀市医師会を指定管理者に指定し、管理運営を任せている。

① 休日夜間こども診療所の概要

名 称	佐賀市休日夜間こども診療所
所 在 地	佐賀市兵庫町大字藤木1006-1
設 置 者	佐賀市
管 理 運 営	社団法人 佐賀市医師会
設 立 年 月 日	平成12年4月8日
延 床 面 積	233.63㎡
診 療 日	毎日
診 療 時 間	土 曜 日：午後5時～午後10時まで 日曜・祝日：午前9時～午後10時まで 平 日：午後8時～午後10時まで
電 話	0952-36-9174

② 休日夜間こども診療所の市町別患者数

(単位：人)

市町村名	18 年 度			19 年 度			20 年 度			21 年 度		
	平日	土・休日	合計	平日	土・休日	合計	平日	土・休日	合計	平日	土・休日	合計
佐 賀 市	1,758	8,028	9,786	1,977	8,116	10,093	2,071	7,534	9,605	2,483	10,043	12,526
多 久 市	60	325	385	60	305	365	83	337	420	83	427	510
小 城 市	308	1,303	1,611	321	1,575	1,896	340	1,361	1,701	448	1,780	2,228
神 埼 市	117	569	686	169	873	1,042	217	906	1,123	281	1,048	1,329
吉野ヶ里町	22	139	161	34	180	214	36	172	208	45	218	263
その他県内	87	510	597	88	599	687	112	593	705	95	701	796
県 外	74	598	672	83	640	723	68	593	661	71	664	735
合 計	2,426	11,472	13,898	2,732	12,288	15,020	2,927	10,903	14,423	3,506	14,881	18,387

※ 平日の診療は、平成17年9月1日から開始している。

③ 休日夜間こども診療所の運営費（事業費と委託料）

年 度	運営事業費	運営委託料
21 年 度	168,886,322円	0 円

(6) 看護師育成支援事業 2 - 5

平成18年の診療報酬の改定で新たな看護師の配置基準が設けられ、地域医療を担う中小病院では看護師不足の問題が生じている。

このため、佐賀市医師会立看護専門学校に対し運営費の一部を助成し、看護学生の経済的負担の軽減と、看護教育の充実を図り、看護師及び准看護師の養成を行った。

この支援事業は、佐賀中部保健医療圏の4市1町（佐賀市・多久市・小城市・神埼市・吉野ヶ里町）で取り組み、補助金に関する事務を佐賀市で行った。

① 補助金額

年 度	補助金総額	うち佐賀市負担分	算 定 基 礎 (1,000円未満切捨て)
21 年 度	9,046,000円	5,768,324円	36,187,000円（平成19年度佐賀県看護師等養成所運営費補助金）× 1/4

② 佐賀市医師会立看護専門学校生徒数（平成22年3月現在） （単位：人）

課 程	生 徒 定 員				生 徒 数			
	1 年	2 年	3 年	計	1 年	2 年	3 年	計
看護専門課程(看護科)	95	95	95	285	88	84	86	258
看護高等課程(准看護科)	100	100		200	85	80		165
合 計	195	195	95	485	173	164	86	423

③ 卒業生の進路状況

区 分		21 年 度		
		専門課程	高等課程	計
就 職	佐 賀 市	49	42	91
	多 久 市	4	2	6
	小 城 市	0	9	9
	神 埼 市	3	1	4
	吉野ヶ里町	0	2	2
	その他県内	7	6	13
	県 外	16	3	19
	小 計	79	65	144
進 学		0	5	5
その他（未就職等）		2	7	9
合 計		81	77	158

2. 保 健 予 防

概 要

生活水準の向上や医学の進歩により平均寿命は伸びていますが、人口の高齢化とともに疾病構造が変化し、がん・心臓病・脳卒中・糖尿病など、日常の食生活や運動等に起因する「生活習慣病」が増大し大きな健康課題となっています。

本市においても「健康であること」を実現するため、生活習慣改善のための情報提供や支援、運動や栄養に関する指導の推進、「予防」するための環境整備、また、疾病の早期発見・早期治療のため健（検）診の受診勧奨やメタボリック・シンドロームに着目した保健指導の充実等を図っていきます。

主要死因別死亡者数・死亡割合

平成20年 死 因 別 死亡順位	死 因	20 年 度	
第1位	悪 性 新 生 物	746 ^人	32.4 [%]
2	心 疾 患	316	13.7
3	肺 炎	282	12.3
4	脳 血 管 疾 患	256	11.1
5	不 慮 の 事 故	64	2.8
6	老 衰	54	2.3
7	自 殺	48	2.1
8	腎 不 全	36	1.6
9	慢性閉塞性肺疾患	28	1.2
10	糖 尿 病	27	1.2
10	高 血 圧 性 疾 患	21	0.9
12	大動脈瘤及び解離	20	0.9
その他	そ の 他	403	17.5
	合 計	2,301	100.0

(1) 健康診査事業・結核予防事業の実施状況（平成21年度）

健（検）診 の 種 類	対象者	健（検）診内容	1人当たりの経費（税込） （自己負担額を含む）（円）
特 定 健 診	佐賀市国保加入 者(40歳～74歳)	問診、身体計測、腹囲、血圧、 尿、血液検査(10項目)、選択項 目(心電図・眼底・貧血)	(集団) 4,760
			(個別) 6,500
健 康 診 査 (生 保)	生活保護受給者 (40歳以上)	特定健診の項目に準ずる (生活機能評価は実施しない)	(集団) 4,760
			(個別) 6,500

健（検）診 の 種 類	対象者	健（検）診内容	1人当たりの経費（税込） （自己負担額を含む）（円）
肝疾患検診	30～39歳の者	特定健診の項目に準ずる (初回受診者にはウイルス検査 も実施)	30～39歳のB型C型肝炎検査実施 4,488
			30～39歳のC型のみ 4,184
			30～39歳のB型のみ 2,614
			30～39歳の継続受診者 2,255
肝炎ウイルス検査	40歳以上の者 (初回受診者のみ)	ウイルス検査 ※特定健診との同時受診	40歳以上のB型C型肝炎検査実施 2,233
			40歳以上のC型のみ 1,929
			40歳以上のB型のみ 359
結核検診	65歳以上の者	エックス線間接撮影 (100×100mm)	(集団) 撮影 630
肺がん検診	40歳以上の者	エックス線間接撮影、読影 (100×100mm)	(集団) 読影 525
		ハイリスク者には喀たん検査	撮影＋読影 945 喀たん 2,100
胃がん検診	40歳以上の者	エックス線間接撮影、読影 (100×100mm)	(集団) 3,465
子宮がん検診	20歳以上の女性	問診、視診、細胞診	(集団) 頸部 2,520
			(個別) 頸部 6,472
			頸部・体部 8,409
			頸部細胞診検査 1,155
			頸部・体部細胞診検査 2,310
乳がん検診	40歳以上の女性	問診、視触診、 マンモグラフィ検査 (40代は2方向、50代以上は1 方向)	(集団) 視触診+1方向X線検査 3,591
			視触診+2方向X線検査 5,513
			(個別) 視触診 3,245
			1方向X線検査 2,160
大腸がん検診	40歳以上の者	便潜血反応検査（2日法）	2方向X線検査 3,816
			(集団) 1,606
歯周疾患検診	30歳以上の者	歯科医師の診察及び歯科衛生士 のブラッシング指導	(個別) 3,333
			歯科医師の診察 (委託) 1,505
前立腺がん検診	50～79歳の男性	血液検査、問診	ブラッシング指導 (直営) 558
			(集団) 1,575
骨粗鬆症検診	40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳の女性	問診、エックス線間接撮影	(個別) 2,982
			(集団) 1,890
			(個別) 4,733

* 健（検）診の周知方法…

- (1) 市報、新聞、テレビ、ホームページ等で広報。
- (2) 「健康カレンダー」を年1回全戸配布。
- (3) 受診勧奨通知（1年後、2年後、節目年齢者等）

自己負担額	受診者数				再掲〔要精密者数〕
	積極的支援	動機付け支援	情報提供		
1,000円	5,900人(100%)	187人(3.2%)	538人(9.1%)	5,175人(87.7%)	1,946人(33.0%)
	4,072人(100%)	168人(4.1%)	459人(11.3%)	3,445人(84.6%)	938人(23.0%)
無 料	8人(100%)	1人(12.5%)	0人	7人(87.5%)	3人(37.5%)
	39人(100%)	0人	0人	39人(100%)	14人(35.9%)

自己負担額	受診者数	要精密者数(要医療) (率)		要精密・医療内訳 (人)			
	人	人	%				
700円	308	2	0.6	肝がん	肝硬変	慢性肝炎	その他
				0	0	0	0
無 料	784	34	4.3	1	2	7	13
無 料	4,079	49	1.2	結 核		その他	
				0		26	
無 料	8,224	98	1.2	肺がん	がん疑い	その他	
				2	1	44	
無 料	6,411	877	13.7	胃がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				11	1	538	
無 料	頸がん 10,459 体がん 226	173	1.7	子宮がん	がん疑い	がん以外の疾患	
1,800円 2,600円				4	0	92	
500円	6,195	596	9.6	乳がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				28	0	200	
無 料	7,398	734	9.9	大腸がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				20	6	337	
無 料	1,718	1,450	84.4				
500円	1,969	164	8.3	前立腺がん	がん疑い	がん以外の疾患	
				16	0	34	
500円 1,400円	1,064	115	10.8				

(2) 感染症の予防と防疫 2-4

感染症の発生状況（佐賀中部保健所管内における感染症発生状況）

（単位：人）

分 類	感 染 症 名	平成21年度		平成20年度		平成19年度		平成18年度	
		患 者	無症状 病原体 保有者	患 者	無症状 病原体 保有者	患 者	無症状 病原体 保有者	患 者	無症状 病原体 保有者
2 類感染症	結核	51	8	63	2	90	2		
3 類感染症	細菌性赤痢			3	1			2	
	パラチフス	1							
	腸管出血性大腸菌感染症	10	5	8	6	44	41	8	4
4 類感染症	A型肝炎			3		1			
	つつが虫病	2		2				4	
	コクシジオイデス症								
	デング熱	1				1		1	
	マラリア	2		2				1	
	レジオネラ症			2		1			
5 類感染症	アメーバ赤痢			1		3			
	ウイルス性肝炎（E・Aを除く）								
	急性脳炎（ウエストナイル脳炎、日本脳炎を除く）	1							
	クロイツフェルト・ヤコブ病	3		1		2		2	
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症							3	
	後天性免疫不全症候群	5		3		1			
	梅毒	3		2		1	1	1	
	破傷風					1		1	
	ジアルジア症								
	麻しん			3					
	総 数	79	13	93	9	145	44	23	4

3. 佐賀市健康づくり計画「いきいきさがし21」

2-4

本計画は、市政の基本方針を定めた「第一次佐賀市総合計画」に基づき、総合計画の施策の一つである「健康づくりの支援」を推進するための計画として、「佐賀県健康プラン」、「健康日本21（21世紀における国民健康づくり運動）」の基本的方向性を踏まえ、市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの計画として策定した。

(1) 策定の目的

本市に住むすべての人々が健康でいきいきと生活できる社会を目指し、市民の健康状況や課題を踏まえ、生活習慣病の予防、壮年期死亡（早世）の減少、健康寿命（認知症や寝たきりにならない状態で自立して生活できる期間）の延伸、生活の質の向上を図ることを目的としています。

(2) 基本理念

すべての市民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現。

(3) 基本方針

- ① 一次予防の重視
- ② 二次予防の推進
- ③ 健康づくり支援のための環境整備

(4) 計画の期間

2007年度（平成19年度）を初年度とし、2014年度（平成26年度）を目標年度とする8年間の計画とする。また、社会情勢の推移を踏まえて4年目に各分野の見直しを行う。

(5) 事業目標及び施策

① 栄養・食生活

基本目標 健康的な食生活で元気に過ごそう

- ・食育推進のための知識の普及啓発
- ・食育推進のための食環境の整備

② 身体活動・運動

基本目標 運動の大切さを知り、自分にあった運動を楽しもう

- ・生活習慣病を予防する身体活動・運動の普及啓発
- ・いきいき楽しく運動ができるための人づくり
- ・運動を楽しく実践したり、継続するための環境づくり

③ こころの健康

基本目標 ふれあいと安らぎで、こころと身体のリフレッシュ

- ・睡眠や休養についての知識の普及啓発
- ・こころの健康相談体制の充実

④ たばこ

基本目標 煙のないさわやかな空間を広げよう

- ・喫煙の健康に及ぼす影響に関する正しい知識の普及啓発
- ・受動喫煙防止対策の推進
- ・禁煙支援対策の推進

⑤ アルコール

基本目標 アルコールと上手につきあおう

- ・飲酒と健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・アルコール問題の相談先の周知及び相談体制の充実

⑥ 歯の健康

基本目標 きちんと手入れし、おいしく噛める歯でいよう

- ・歯の健康に関する正しい知識の普及啓発
- ・歯科健診の充実
- ・歯周疾患予防対策の推進
- ・むし歯予防対策の推進

⑦ 健康管理

基本目標 自分の健康は自分で維持・向上させよう

- ・自己管理対策の充実
- ・生活習慣病に関する知識の普及啓発
- ・健（検）診後の生活習慣改善指導の充実
- ・各種健康教育の充実

(6) 「いきいきさがし21」評価指標と数値目標

栄養・食生活

	評価指標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	朝食をほとんどとらない人の割合 (週3回以下)	男 性 女 性 20歳代男性 30歳代男性	21.1% 12.4% 41.1% 26.0%	16.0% 8.0% 30.0% 19.0%	11.0% 5.0% 20.0% 13.0%
2	緑黄色野菜を毎日食べる人の割合	全 体	34.4%	42.0%	50.0%
3	加糖飲料水を1日1本以上飲む人の割合	20歳代男性 30歳代男性	42.5% 43.0%	35.0% 35.0%	28.0% 28.0%
4	食生活改善推進員（ヘルスメイト） の人数	会 員 数	630人 (758人)	760人 (910人)	820人 (990人)

() は合併後の南部三町を含む

身体活動・運動

	評価指標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	意識的に身体を動かす人の割合	男 性 女 性	58.8% 65.8%	61.0% 68.0%	63.0% 70.0%
2	日常的に（週に1回以上）運動・スポーツをしている人の割合	全 体	36.6% (平成18年4月)	41.0%	45.0%

こころの健康

	評価指標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	ストレスを感じている人の割合	全 体	74.5%	62.0%	49.0%
2	睡眠による休養が取れていない人の割合	全 体	20.9%	20.0%	19.0%
3	自殺による死亡率（人口10万対）	全 体	29.2人 (平成16年)	23.2人	17.2人

たばこ

	評価指標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	喫煙率（市民アンケート）	男 性 女 性 30～59歳男性	39.4% 9.2% 44.6%	32.0% 7.0% 36.0%	25.0% 5.0% 28.0%
2	禁煙・完全分煙施設認証数	佐 賀 市	295件 (H17年度末) (323件)	350件 (385件)	400件 (440件)
3	正しい知識を持っている人の割合	肺 が ん ぜんそく・気管支炎 心 臓 病 脳 卒 中 胃 潰 瘍 妊婦への影響 歯 周 病	83.7% 77.7% 59.3% 59.3% 45.0% 85.1% 47.2%	90.0% 90.0% 80.0% 80.0% 80.0% 90.0% 80.0%	100% 100% 100% 100% 100% 100% 100%

() は合併後の南部三町を含む

アルコール

	評 価 指 標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	1日に3合以上飲酒する人の割合	男 性 女 性	8.3% 3.2%	5.0% 2.0%	3.0% 1.0%
2	毎日飲酒している人の割合	男 性 女 性	49.5% 19.0%	45.0% 17.0%	40.0% 15.0%

歯の健康

	評 価 指 標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	定期的な歯石除去や歯みがき回数の個人指導を受ける人の割合（年1回以上）	全 体	22.0%	27.0%	32.0%
2	1日の歯みがき回数が2回以上の人の割合	男 性 女 性	56.1% 82.1%	60.0% 85.0%	65.0% 90.0%
3	3歳児の一人平均むし歯数	全 体	1.87本	1.60本	1.40本
4	むし歯のない3歳児の割合	全 体	59.1%	63.0%	65.0%

健康管理

	評 価 指 標		現 状 値 平成17年度	中間目標値 平成22年度	最終目標値 平成26年度
1	昨年1年間に健康診断を受診した人の割合（40歳以上）	男 性 女 性	70.4% 59.4%	85.0% 70.0%	90.0% 80.0%
2	毎日体重を測定する人の割合	全 体	16.1%	25.0%	30.0%
3	BMI25以上の人の割合	男 性 女 性 30歳代男性 40歳代男性	25.8% 15.6% 33.3% 33.3%	20.0% 13.0% 28.0% 28.0%	15.0% 10.0% 23.0% 23.0%
4	かかりつけ医療機関を持つ人の割合	全 体	72.9% (平成18年度)	76.0%	80.0%
5	メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）を知っている人の割合	全 体	—	80.0%	90.0%
6	精密検査受診率の増加	胃がん検診 肺がん検診 大腸がん検診 子宮がん検診 乳がん検診	85.4% 79.6% 71.9% 73.0% 89.2%	90.0% 90.0% 85.0% 85.0% 95.0%	100% 100% 100% 100% 100%
7	市の健診におけるHbA1cが5.6以上の人の割合	男 性 女 性	平成20年度 設 定	調査後設定	調査後設定
8	市の健診におけるメタボリックシンドローム該当者・予備群の割合	男 性 女 性	平成20年度 設 定	調査後設定	調査後設定

4. 少子化への対応

(1) ひとり親家庭への支援 4 - 1

① 児童扶養手当の給付

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進のため、下記のいずれかの状態にある児童を扶養している母、父又は養育者に支給。

(ア) 支給要件児童

- ア 父母が離婚した児童
- イ 父又は母が死亡又は生死不明である児童
- ウ 父又は母が1年以上拘禁されている児童
- エ 父又は母から1年以上遺棄されている児童
- オ 父又は母が重度の障がい有する児童
- カ 婚姻によらないで生まれた児童

※ 児童とは ①満18歳に到達後の最初の年度末までの者
②一定以上の障害を有する満20歳未満の者

※ 平成22年8月1日から、児童を監護し、生計を同じくしている父子家庭の父も支給対象。

(イ) 支給方法

年3回（4月・8月・12月）支給月の11日に、前月分までを支給。

(ウ) 所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同じくしている父母など）等の前年（1月から7月までの月分の手当については前々年）の所得額が、下記限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年7月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の8割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族等の数	本 人		配 偶 者 及 び 扶 養 義 務 者
	全部支給される者	一部支給される者	
0 人	190 千円	1,920 千円	2,360 千円
1 人	570 千円	2,300 千円	2,740 千円
2 人	950 千円	2,680 千円	3,120 千円
3 人	1,330 千円	3,060 千円	3,500 千円
4 人	1,710 千円	3,440 千円	3,880 千円
5 人	2,090 千円	3,820 千円	4,260 千円

(エ) 手当額

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定される。

区 分	全部支給される者	一 部 支 給 さ れ る 者
児 童 1 人 目	月額 41,720円	月額 41,710円～9,850円 (受給者の所得額によって異なります。)
児 童 2 人 目	5,000円加算	
児 童 3 人 目 以 降	児童が1人増すごとに3,000円加算	

(カ) 児童扶養手当受給者数

(各年度3月31日現在)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度
受給者数（全部・一部）	2,215人	2,243人	2,307人
受給対象児童数	3,473人	3,553人	3,672人
受給資格者数	2,413人	2,448人	2,494人

※ 受給資格者数は全部停止者を含む人数

② ひとり親家庭等医療費の助成等

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院に要する医療費の自己負担分の一部を助成。

(ア) 対象者（所得制限あり）

- ア 母子家庭の母と児童
- イ 父子家庭の父と児童
- ウ 父母のいない児童
- エ 一人暮らしの寡婦

(イ) 助成対象

医療保険各法に規定する以下のもののうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金等）。

ただし、受給者が1か月に支払った一部負担金の合計額が500円を超えている場合に限り、その合計額から500円を控除した額を助成。

・療養の給付	・療養費
・保険外併用療養費	・訪問看護療養費
・家族療養費	・家族訪問看護療養費
・高額療養費	

(ウ) 所得制限

本人や扶養義務者の前年の所得が、次表の所得制限の限度額を超えた場合、助成対象者にならない。

所得制限の限度額（平成15年8月以降分）

単位：千円

扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得制限の限度額 （本人）	1,920	2,300	2,680	3,060	3,440	3,820

(㉔) 助成実績

区 分		平 成 21 年 度	
		件 数	助 成 額
母 子	母	25,598件	67,009円
	児 童	27,924件	49,214円
父 子	父	606件	2,839円
	児 童	968件	1,731円
単 身 の 寡 婦		5,559件	16,222円
合 計		60,655件	137,015円

※ひとり親家庭等医療費助成の一人暮らし寡婦に関する条例改正（平成21年10月施行）

- ・一人暮らし寡婦の新規申請を平成21年10月1日から廃止。
- ・2年の経過措置とし、段階的に自己負担額を上げ、平成23年10月1日から一人暮らし寡婦を廃止。（自己負担額を平成21年9月30日まで月500円、平成22年9月30日まで1,000円、平成23年9月30日まで2,000円）

(2) 子育て家庭への経済的支援 4 - 1

① 子ども手当の給付

子ども手当は、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で支援する観点から、平成22年度において、中学校修了前までの子どもを養育している者に支給する。

- (ア) 支給要件 中学校終了前の子どもを養育していること
- (イ) 手当の額 一律 月額 13,000円
- (ウ) 支給時期 平成22年6月、10月、平成23年2月、6月
- (エ) 所得の制限 なし
- (オ) 当初予算 4,391,790千円

② 児童手当の給付

児童手当は、次世代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上のため、小学校修了前の児童を養育している者に支給する。

- (ア) 支給要件 小学校修了前の児童を養育していること（所得制限あり）
- (イ) 手当の額（平成19年4月から）

3歳未満の児童 一律 月額 10,000円

3歳以上の児童

1人目・2人目の児童	月額	5,000円
3人目以降の児童	月額	10,000円

- (ウ) 支給時期 毎年6月・10月・2月に、前月分までを支給

(㉔) 所得の制限（平成18年4月から）

受給申請者の前年の所得が、下表の限度額以上の場合は支給されない。

扶養親族等の数	児 童 手 当 所 得 額	特 例 給 付 所 得 額
0 人	460 万円	532 万円
1 人	498 万円	570 万円
2 人	536 万円	608 万円
3 人	574 万円	646 万円
4 人	612 万円	684 万円
5 人	650 万円	722 万円

(㉕) 受給対象児童数（平成22年3月31日現在）

区 分	平成21年度
1人目の児童数	10,783人
2人目の児童数	8,277人
3人目以降の児童数	3,512人
合 計	22,572人

③ 乳幼児医療費の助成

乳幼児の健全な育成を図るため、小学校就学前までの医療費の自己負担分を助成する。

(ア) 助成対象者

小学校就学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の乳幼児。

(イ) 助成対象医療

〈3歳未満〉 ・全診療科目（入院、通院、調剤）〔1医療機関ごと1月あたり個人負担300円。但し、調剤は一部負担金を全額助成。〕

〈3歳以上就学前〉 ・全診療科目（入院、通院、調剤）〔1医療機関ごと1月あたり個人負担500円。但し、調剤は一部負担金を全額助成。〕

※保険診療による一部負担金を助成

(ウ) 助成件数・助成額

（単位：件、千円）

区 分	平 成 21 年 度	
	件 数	助 成 額（円）
3歳未満	132,875	259,182
3歳以上就学前	56,558	76,347
合 計	189,433	335,529

※平成21年4月受診分から、小学校就学前の助成対象を全診療科目へ拡大

5. 母子保健計画「すこやか親子計画」の策定

子どもがすこやかに成長していくためには、親と子が、十分なふれあいにより愛情に満ちた信頼関係で結ばれ、良好な人間関係を築くことが重要です。また親も妊娠、出産、育児を通して人間として成長し、人生をより豊かなものにすることができると考える。このことから母子保健は、生涯を通じた健康づくりの出発点であるといえることから、「親と子がともに成長し健やかで心豊かな人生を送ることができる地域づくり」を基本理念とした『すこやか親子計画』を策定し、各施策の中で重点的に取り組む事業の数値目標を掲げ客観的評価をしていくこととする。

(1) 計画策定の趣旨

近年、少子化・核家族化は一層進行し、育児に悩む親・育児不安を抱えて孤立する親が増加しており、児童虐待も社会問題として大きくなっている。

また、思春期における性行動の活発化や低年齢化、喫煙、飲酒などが問題視されている。

これらのことから、現在、母子保健事業は疾病対策にとどまらず、育児不安の軽減、親と子の心とからだの健康づくり、事故予防など、多岐にわたる課題に対応することが求められている。

こうした状況の中、本市においては、親子を取り巻く環境に応じ、新たな課題に対応するため、2006年（平成18年）に2014年度（平成26年度）を目標とした「佐賀市母子保健計画」を制定し、「すべての子どもが健やかに生まれ育つ社会の実現」を目指して各種の施策を実施していく。

(2) 計画の基本理念

子どもがすこやかに成長していくためには、親と子が、十分なふれあいにより愛情に満ちた信頼関係で結ばれ、良好な人間関係を築くことが重要である。また親も妊娠、出産、育児を通して人間として成長し、人生をより豊かなものにすることができると考えられる。さらに母子保健は生涯を通じた健康づくりの出発点であるといえることから、この計画の基本理念を「親と子がともに成長し、すこやかで心豊かな人生を送ることができる地域づくり」とする。

(3) 基本目標及び施策

基 本 目 標	重 点	施 策
○健康な子どもを育てるための環境づくり	重点1 重点2	・子どもの食育の推進 ・歯科保健の充実 ・健康診査の充実 ・疾病予防及び事故防止対策の推進 ・救急医療の確保
○楽しく子育てができる環境づくり	重点3 重点4	・親子のふれあいと仲間づくりの推進 ・子育てに関する相談体制の充実 ・児童虐待への対応 ・地域における子育て支援事業の充実
○思春期の子どもたちの心とからだのすこやかな成長のための支援	重点5	・思春期保健教室・相談体制の充実
○安心して妊娠・出産が出来るための支援		・妊娠・出産に対する支援 ・不妊への支援

(4) 重点項目と数値目標

重点1 子どもの食育の推進

【取り組みの方向性】

食生活の出発点としての乳幼児期に重点を置き、健診や教室などの場の活用を含め、食に対する意識が低い人にも食の大切さに気づいてもらうような働きかけを行うとともに、一人ひとりの悩みに対応するため、個別相談を実施する。

評 価 指 標	平成17年度 現 況	平成22年度 中 間 目 標	平成26年度 目 標
栄養のバランスを考えている親の割合 (1歳6か月児健康診査時)	93.8%	95.0%	96.0%
栄養のバランスを考えている親の割合 (3歳児健康診査時)	95.5%	96.0%	96.0%
朝食を毎日食べる子どもの割合 (3歳児)	92.6%	94.0%	95.0%

重点2 歯科保健の充実

【取り組みの方向性】

集団、個別による教育、相談の実施によって歯の大切さについての意識を高め、正しいブラッシングや食生活の指導を行うとともに、健診及び歯質を強化するためのフッ化物応用を実施する。特に、歯が生え始める時期やむし歯が増える1歳6か月から3歳までの間の対策を重点として取り組む。また、妊娠期から歯の健康に対する意識の啓発を行っていく。

評 価 指 標	平成17年度 現 況	平成22年度 中 間 目 標	平成26年度 目 標
むし歯のない子どもの割合 (3歳児)	59.0%	63.0%	65.0%
1人平均むし歯数 (3歳児)	1.87本	1.60本	1.40本

重点3 親子のふれあいと仲間づくりの推進**【取り組みの方向性】**

乳幼児期の親子のふれあいの大切さを知ってもらい、親子がふれあう時間を持つことができるよう意識啓発や、きっかけづくりを行うとともに、父親の育児参加への働きかけを行う。また、親同士の仲間づくりを推進するため、子どもを持つ親が集まる場の提供、教室の開催などによる支援を行う。

評 価 指 標	平成17年度 現 況	平成22年度 中 間 目 標	平成26年度 目 標
育児について、他の親と話す機会がある人の割合	81.5%	83.0%	85.0%
子育てを楽しんでいる人の割合 (1歳6か月児の親)	95.0%	96.0%	97.0%
子育てを楽しんでいる人の割合 (3歳児の親)	92.6%	94.0%	95.0%

重点4 子育て等に関する相談体制の充実**【取り組みの方向性】**

育児不安や悩みに早期に対応し、軽減できるように、育児不安が強い新生児期から保育所（園）、幼稚園までの児を対象に専門家による相談事業を行い、支援していく。

評 価 指 標	平成17年度 現 況	平成22年度 中 間 目 標	平成26年度 目 標
育児に不安や悩みがある人の割合 (1歳6か月児の親)	19.2%	18.0%	15.0%
育児に不安や悩みがある人の割合 (3歳児の親)	16.5%	15.0%	13.0%

重点5 思春期保健教室・相談体制の充実**【取り組みの方向性】**

これまで学校で実施されてきた思春期保健対策に対し、関係機関と連携をとりながら喫煙、飲酒、薬物、性の問題について取り組んでいく。

思春期の子どもに、健全な母性・父性の育成や命の大切さを普及するために、学校や地域の子育てサークルなどと連携を図り、乳幼児のふれあい体験学習を通して啓発を図る。

評 価 指 標	平成17年度 現 況	平成22年度 中 間 目 標	平成26年度 目 標
喫煙防止教育を行う小学校（市立）	27校 (32校)	30校 (36校)	30校 (36校)
飲酒防止教育を行う中学校（市立）	11校 (12校)	15校 (18校)	15校 (18校)
乳幼児とのふれあい体験を行う中学校（市立）	11校 (13校)	15校 (18校)	15校 (18校)

*（ ）内は、平成19年度に合併した南部3町を含む数です。